平成２２年（フ）第２９６号
盛岡市東仙北１丁目11番65号　ふじコーポ202号
債務者　石月　　令
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２２年（フ）第３００号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子152番地145
債務者　樺澤由紀子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２２年（フ）第３０４号
盛岡市新庄町２番50号　コーポセト203号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２２年（フ）第５５７号
仙台市宮城野区宮千代１丁目29番地の７　宮千代レジデンス103
債務者　早坂　　清
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第５７２号
宮城県仙台市泉区将監５丁目１番19―36号
債務者　本郷はるよ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第６８２号
仙台市太白区西中田７丁目８番１号　セゾンさつきＡ棟101
債務者　石川　知雄
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第６８３号
仙台市太白区西中田７丁目８番１号　セゾンさつきＡ棟101
債務者　石川　　静
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第６８４号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番８―511号
債務者　千葉　政行
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第１２号
宮城県気仙沼市常楽19番地７
債務者　羽生　　圭（旧姓宇津木）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部
平成２２年（フ）第１２７号
福島市御山字清次郎作り11番地の35
債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福島地方裁判所
平成２１年（フ）第２４８号
滋賀県守山市下之郷２丁目５番17号
債務者　森下　一司
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第６００号
京都市伏見区桃山町大島38番地の171、前住所京都市伏見区桃山南大島町１番地の４　桃山南団地37棟305号
債務者　京阪美装こと　山下　脩一
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第６６３号
京都市伏見区京町北８丁目80番地３　メゾンヴェール21―205、申立時の住所京都府向日市物集女町南条37番地の11　田口博由企方
債務者　長尾　澄江
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第６８１号
京都市伏見区深草西浦町２丁目98番地
債務者　青山　大祐
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第７１８号
京都市山科区東野八代66番地３
債務者　池上　昌男
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第７８８号
京都市中京区壬生森町12番地
債務者　彦坂　宣男
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第８１８号
京都市下京区七条御所ノ内北町69番地　インペリアル京都906号
債務者　紺屋町裕子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係